

(別紙)

○ 広域農業水利施設総合管理事業実施要綱（平成元年7月7日元構改A第986号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第1 目的及び趣旨</p> <p>1. 広域農業水利施設総合管理事業（以下「<u>本事業</u>」という。）は、同一の水系における複数の国営土地改良事業により造成された基幹的水利施設の管理を一元的な管理体制により行うことにより、それらの施設の効用を適正に発揮させることを目的とする。</p> <p><u>2. また、台風や豪雨による水害の激甚化への対策として、利水目的の農業用ダム（以下「ダムという。」）において洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の整備や、治水対策として行われる事前放流等利水を目的とした施設管理の範疇を超えた取組を実施し、ダムにおける洪水調節機能の発揮に資するものとする。</u></p> <p><u>3. 本事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。</u></p> <p>第2 事業内容</p> <p><u>本事業は、次に掲げる事業から構成されるものとする。</u></p> <p><u>1. 総合管理事業</u></p> <p>令第49条第1項第1号に掲げる事業のうち、複数の農業用</p>	<p>第1 目的及び趣旨</p> <p>1. 広域農業水利施設総合管理事業（以下「<u>総合管理事業</u>」という。）は、同一の水系における複数の国営土地改良事業により造成された基幹的水利施設の管理を一元的な管理体制により行うことにより、それらの施設の効用を適正に発揮させることを目的とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 総合管理事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。</u></p> <p>第2 事業内容</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>総合管理事業は、</u>令第49条第1項第1号に掲げる事業のうち、</p>

排水施設の管理事業を同一の事業主体が一元的に行うものとする。

## 2. 洪水調節機能強化緊急対応事業

国営土地改良事業により一級水系に造成された国が管理しているダムにおいて行う次に掲げる取組の実施を通じて、ダムの洪水調節機能の発揮を図るものとする。

なお、洪水調節機能強化緊急対応事業は、一級水系に造成されたダムにおいて、令和2年の出水期から洪水調節機能の発揮を図る必要があることから、緊急的に実施するものである。

- (1) 洪水調節機能を付加・強化するため、河川管理者等と締結した治水協定等（以下「協定等」という。）に基づく体制の構築等に係る基礎的取組
- (2) 協定等に基づき実施する事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超えた追加的取組
- (3) 事業実施期間は、令和2年度限りとする。

第3・第4（略）

## 第5 その他

洪水調節機能強化緊急対応事業に要する経費は、全額国庫負担とする。

## 第6 委 任

この要綱に定めるもののほか、総合管理事業の実施について必

複数の農業用排水施設の管理事業を同一の事業主体が一元的に行うものとする。

(新設)

第3・第4（略）

(新設)

## 第5 委 任

この要綱に定めるもののほか、総合管理事業の実施について必

要な事項は、別に農村振興局長が定めるものとする。

要な事項は、別に農村振興局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

# 広域農業水利施設総合管理事業実施要綱

平成元年7月7日元構改A第986号  
平成13年1月5日12構改A第970号  
令和2年4月1日元農振第3350号最終改正

農林水産事務次官から 各地方農政局長  
沖縄総合事務局長  
北海道開発局長 } あて

## 第1 目的及び趣旨

1. 広域農業水利施設総合管理事業（以下「本事業」という。）は、同一の水系における複数の国営土地改良事業により造成された基幹的水利施設の管理を一元的な管理体制により行うことにより、それらの施設の効用を適正に発揮させることを目的とする。
2. また、台風や豪雨による水害の激甚化への対策として、利水目的の農業用ダム（以下「ダムという。」）において洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の整備や、治水対策として行われる事前放流等利水を目的とした施設管理の範疇を超えた取組を実施し、ダムにおける洪水調節機能の発揮に資するものとする。
3. 本事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

## 第2 事業内容

本事業は、次に掲げる事業から構成されるものとする。

### 1. 総合管理事業

令第49条第1項第1号に掲げる事業のうち、複数の農業用排水施設の管理事業を同一の事業主体が一元的に行うものとする。

### 2. 洪水調節機能強化緊急対応事業

国営土地改良事業により一級水系に造成された国が管理しているダムにおいて行う次に掲げる取組の実施を通じて、ダムの洪水調節機能の発揮を図るものとする。

なお、洪水調節機能強化緊急対応事業は、一級水系に造成されたダムにおいて、令和2年の出水期から洪水調節機能の発揮を図る必要があることから、緊急的に実施するものである。

- (1) 洪水調節機能を付加・強化するため、河川管理者等と締結した治水協定等（以下「協定等」という。）に基づく体制の構築等に係る基礎的取組
- (2) 協定等に基づき実施する事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超えた追加的取組
- (3) 事業実施期間は、令和2年度限りとする。

### 第3 採択基準

総合管理事業の採択基準は、次のとおりとする。

- (1) 同一の水系における複数の国営土地改良事業により造成された基幹的水利施設（以下「基幹水利施設群」という。）を管理の対象とすること。
- (2) 基幹水利施設群の効用を適正に発揮させるため、それらの管理を一元的な管理体制により行うことが適当であると認められること。

### 第4 総合管理事業の採択等

1. 都府県知事は、総合管理事業の実施を希望するときは、申出書を地方農政局長を経由して農村振興局長に提出するものとする。
2. 地方農政局長は、総合管理事業の採択があった場合には、すみやかに当該総合管理事業により複数の管理事業を一元的に行うために必要な事項について総合管理計画を作成するものとする。
3. 総合管理計画の作成に要する経費は、管理事業の事業費に含むものとする。

### 第5 その他

洪水調節機能強化緊急対応事業に要する経費は、全額国庫負担とする。

### 第6 委任

この要綱に定めるもののほか、総合管理事業の実施について必要な事項は、別に農村振興局長が定めるものとする。